

立川市地域公共交通計画作成支援および地域公共交通に関する調査検討業務委託 仕様書（案）

1. 件名

立川市地域公共交通計画作成支援および地域公共交通に関する調査検討業務委託

2. 期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（2か年）

3. 業務目的

少子高齢化による人口構造の変化に加え、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化、燃料費の高騰、運転手不足など、地域公共交通を取り巻く状況が大きく変化する中、本市においても路線バスの減便などが相次いでおり、くるりんバスをはじめとする路線バスの運行や新たな交通手段の導入など、地域公共交通に対する意見や要望が多くあがっている状況にある。

本業務では、地域ごとの移動実態およびニーズに関する調査・分析を行ったうえで、コミュニティバスの評価検証、今後のコミュニティバスのサービスのあり方および新たな交通手段の導入を検討するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築することを目的に地域公共交通計画を作成する。

4. 業務内容

地域公共交通計画作成および地域公共交通に関する調査・検討のため、次の業務を行うこととする。なお、次に掲げる業務内容および各年度における業務の割り振りはあくまで予定であり、提案内容を踏まえて決定するものとする。

【令和6年度における業務内容（予定）】

I. 地域公共交通計画作成支援

(1) 関連計画等との整理

国や都における関連する計画、本市における既存の各種計画等を確認し、本計画との位置づけや役割等について整理すること。

(2) 地域の現状把握

■市の概況整理

人口推計・分布、高齢化率、道路状況、土地利用、施設配置（公共施設、主要な病院・商業施設）など

■公共交通に関する現状整理※

- ・鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー、その他輸送資源
- ・交通不便地域の状況
- ・隣接自治体の公共交通サービス状況
- ・コミュニティバスの評価検証※

- ・市民の移動実態※
- ・公共交通に対する市民のニーズ（需要）※

※次項「Ⅱ．地域公共交通に関する調査・検討業務」における（１）から（３）の調査検討結果等についても基礎資料として用いること。

Ⅱ．地域公共交通に関する調査・検討業務

地域ごとの移動実態、日常生活圏および移動に関するニーズ（需要）を把握するために調査等を実施する。また、本市のコミュニティバス「くるりんバス」の評価検証を行ったうえで、今後のサービスのあり方（運行形態、料金、再編の必要性等）を検討するとともに、新たな交通手段（地域コミュニティ交通）の導入を見据えて、他自治体（都市部、三大都市圏における類似団体）の取り組みなどを踏まえ、本市における導入モデル・スキームおよびモデル地域についての提案を行う。

（１）移動実態調査

地域ごとの移動実態および日常生活圏を属性別に把握するために必要となるデータを収集し、分析すること。なお、現時点では以下のようなデータの使用を想定しているが、提案内容をもって決定することとする。

- ・くるりんバスのODデータ（交通系 IC カード）※、交通事業者から提供される路線バスに関する乗降客数等のデータ
- ※くるりんバスのODデータは発注者が提供
- ・パーソントリップ調査をはじめとする統計資料
- ・携帯電話位置情報等のビッグデータ

（２）移動に関するニーズ（需要）の調査

市民を対象に、地域ごとの移動実態や公共交通の利用状況、移動に関するニーズ（需要）を把握するためにアンケート調査およびワークショップを開催し、結果を分析すること。なお、現時点では以下の内容を想定しているが、アンケートにおける実施方法および配布数、ワークショップの実施手法および開催回数等は提案内容を踏まえて決定するものとする。

■アンケート調査

- ・全市域を対象とした無作為抽出 2,000 票以上とする。ただし、国土交通省の定める「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（実践編）第 4 版」第二章記載のサンプル数を参考に、標本数を定めること。
- ・アンケート調査実施時における、対象者の抽出および宛名ラベルの作成は発注者が行う。送付用封筒および調査票、返信用封筒の提供、印刷、封入封緘は受託者が実施するものとし、封筒への宛名ラベルへの貼り付けは、市役所内会議室等で発注者立ち合いのもと受託者が行う。また、アンケート調査に係る郵送料は受託者が負担するものとする。なお、調査票の回収については Web による回収の併用

も可とする。

■ワークショップ

- ・開催回数 全10回（地域ごと各2回の開催を想定）
- ・参加人数 各回20人程度（参加者は3グループに分ける想定）
- ・日時、地域分け、運営方法等の必要な事項は、提案内容を踏まえて決定する。
- ・ワークショップの運営は、受託者が行う。
- ・ワークショップの開催のために必要な資料・文具等の準備は受託者が行う。
- ・グループごとにファシリテーターを配置すること。

(3) くるりんバスの効果検証

(1) および(2)の調査・分析結果等を踏まえて、くるりんバスの効果検証を行う。

(4) くるりんバスの今後のサービスのあり方についての検討

(1) から(3)の調査・分析結果等を踏まえ、くるりんバスの今後のサービスのあり方（運行態様、料金、ルート再編の必要性等）について検討し、取りまとめる。

(5) 新たな交通手段（地域コミュニティ交通）の導入についての調査・検討

本市における新たな交通手段（地域コミュニティ交通）の導入を見据えて、以下のとおり調査・検討、具体案（基準）の作成を行う。

- ・(1) から(4)の調査・分析および検討結果と、他自治体における取組事例を踏まえて、新たな交通手段（地域コミュニティ交通）の導入を見据えた、「実証実験等を実施するモデル地域」を選定するための基準及びプロセスを作成する。
- ・他自治体（都市部、三大都市圏における類似団体）の導入事例について調査・整理し、上記の「実証実験等を実施するモデル地域」において、実現可能性のある交通システムの導入基準及びプロセスを作成すること。

【令和7年度における業務内容（予定）】

I. 地域公共交通計画作成支援

(1) 課題整理

令和6年度における「地域公共交通計画作成支援業務」および「地域公共交通に関する調査・検討業務」の結果を踏まえ、移動に関する問題点を分析し、地域ごとに課題を整理する。

(2) 地域公共交通計画における基本方針・目標の検討

(1)の課題整理を踏まえて、立川市地域公共交通計画における「基本的な方針」を検討する。

(3) 目標と数値指標の設定

(2)で設定した「基本的な方針」を実現するための目標を設定する。また、それぞれの目標の達成度を定量的・客観的に評価するための数値指標と目標値を設定す

る。

(4) 施策・事業等の検討

目標の実現を見据え、具体的な施策・事業について検討する。また、各事業の実施主体や役割分担等、スケジュールも検討し、整理する。なお、施策・事業等の検討にあたっては、令和6年度に実施する「地域公共交通に関する調査検討業務」における調査検討結果を踏まえること。

(5) 計画素案の作成

実施した調査および検討結果を踏まえ、立川市地域公共交通計画（素案）を作成する（令和7年9月までに）。

(6) パブリックコメント実施支援

計画素案について、広く市民の意見を聴くために実施するパブリックコメントの資料、データ作成を行うとともに、意見への対応、取りまとめを行い、必要に応じて計画への反映を行う。

(7) 計画書の作成

本業務内容に基づく、調査・検討およびパブリックコメントの結果等を踏まえ、計画書として取りまとめる。また、計画内容について、市民等へ分かりやすく公表するため、概要版を作成すること。各種データはPDF及びワードまたはExcelで作成した編集可能なものの2種類を納品する。

※計画書及び概要版のデータについては増刷に耐えうるデータ形式でも納品する。各種報告書や会議資料、本計画で使用した写真、イラスト、グラフ等の図表についてもそれぞれ電子データを納品する。

II. 地域公共交通に関する調査・検討業務

(1) 報告書の作成

令和6年度に実施した調査・検討業務の結果を取りまとめた報告書を作成すること。

【令和6年度・令和7年度共通事項】

(1) 計画準備

必要な資料、データ等を収集するとともに、業務の実施方針等を記した業務計画書を作成する。

(2) 会議運営支援

外部委員を含む法定会議（年3回程度）、部会（年1回程度）、庁内検討委員会（年3回程度）の運営支援として、会議開催に係る資料の作成、意見対応等および会議における議事録を作成する。

(3) 打ち合わせ協議

本業務を円滑かつ効率的に遂行するために適宜打合せを行い、その内容について会議録を作成する。

(4) 成果品作成

本業務の成果を取りまとめた報告書を作成する。

5. 成果品

成果品は以下のとおりとする。

【令和6年度】

- ・ 中間報告書 カラー印刷 1部
- ・ 上記電子データ

【令和7年度】

- ・ 報告書カラー印刷 1部
- ・ 地域公共交通に関する調査・検討業務報告書 カラー印刷 3部
- ・ 計画書（カラー印刷） 50部
- ・ 計画書概要版（カラー印刷） 100部
- ・ 上記電子データ

6. 支払い

各年払い（出来高による）

（令和7年度支払限度額 2,000万円）

7. 受注者の責務

以下のとおり。

- (1) 受注者は、発注者との契約後速やかに業務責任者等を選任し、経歴書等の届出を行うこと。
- (2) 受注者は、契約後速やかに委託業務着手届出書、工程表及び業務ごとの費用の内訳を明記した業務計画書を提出し、その承諾を受けること。業務の遂行にあたっては、業務の円滑な実施を図るため、適時打ち合わせを行うものとし、受注者はその記録を作成するものとする。
- (3) 業務が完了したときは、速やかに委託業務完了届出書及び納品書を提出しなければならない。
- (4) 業務委託終了後の過失及び疎漏等による不良箇所があった場合は、発注者の認める修正・補足その他の必要な作業を受注者の責任で行うものとする。
- (5) 本業務の作業の為に貸与された資料等の取り扱いについては、十分注意するものとする。
- (6) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8. 著作権の譲渡等

以下のとおり。

- (1) 受注者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、成果物が著作物に該当すると否とにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なしに自由に公表することができる。
- (3) 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なしに自由に改変することができる。
- (5) 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当すると否とにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。

9. 再委託の禁止

受注者は、この委託業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。ただし、委託業務の主要な部分を除く一部についての再委託については、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

10. 個人情報等の保護

本委託に関する個人情報の取扱いに関しては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」の通りとする。

11. 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(3) 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

12. 納品場所

東京都立川市泉町 1156 番地の 9 立川市役所 まちづくり部地域公共交通担当課

13. その他

本仕様書に規定しない事項及び業務上の疑義が生じたときは発注者・受注者双方が誠意を持って協議のうえ決定すること。